

ご存じですか？ 2024年4月1日から 相続後 **3年以内の登記が義務化**されます

(新不動産登記法 76条の2)

◆「相続登記の義務化」とは？

(1) 相続・遺贈により不動産を
取得した相続人・受遺者

(2) 遺産分割協議により不動産を
取得した相続人

**3年以内に相続登記が
必要**となります

◆こんなとき、どうなりますか？

Q1. 3年以内に相続登記をしないと、どうなりますか？

義務違反の場合は過料の対象となります。

「正当な理由」なく登記義務違反となった場合、
10万円以下の過料の対象となります。

(新不動産登記法 164条第1項)

Q2. 遺産分割協議がまとまらない場合は？

相続人申告登記をすれば相続登記義務を果たしたと
みなされます。

「相続人申告登記」とは…

- ①登記簿上の所有者の相続が開始したこと
- ②自らが相続人であること

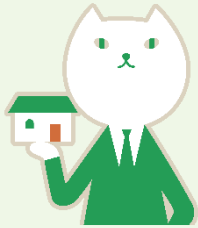
を申出ることです。(新不動産登記法 76条の3第1項)

注意！ 相続人申告登記を行った場合でも、所有者が未確定である
ことに変わりないため、不動産の活用・処分に当たっては
遺産分割協議をして相続登記をする必要があります。



不動産の相続でお困りではありませんか？

<ケース1> 既に相続が起きて相続登記未了の方へ



速やかに相続手続を完了させましょう。

りそなの【**相続手続代行サービス**】がお役に立てる場合もございます。お気軽にご相談ください。

<ケース2> 今後の不動産相続の対応が必要な方へ



- **「速やかな相続登記」が重要**です。
相続では様々な事情により「遺産分割協議がまとまらない」ことや「手続が難しい」等で、**不動産の相続登記ができない場合があります。**
- このような事態を避けるためには、**【遺言信託】が有効**です。
◎ **遺言があれば…**
 - ・ 相続発生時点で**直ちに所有者が確定**します。
 - ・ 遺言に基づいて**相続登記**ができます。

◆ **りそなの経験豊富なコンサルタント**が、不動産の相続をサポートします。

◎ ケースごとのまとめ



	ケース		相続登記の期限	留意点
1	2024年4月以前に相続発生		・ 2027年3月まで	
2	2024年4月以後に相続発生	遺産分割協議が成立した	・ 遺産分割の日から3年以内	・ 遺産分割協議の内容を反映する必要があります
3		遺言書があった	・ 不動産の取得を知った日から3年以内	・ 遺言内容を踏まえた登記申請をする義務があります

● 実際の申告や取得・譲渡等のプランの実行にあたっては、税理士・公認会計士・弁護士等の専門家に必ずご相談ください。
● 詳しくはりそな銀行までおたずねください。



りそな銀行

2023年 5月 22日 現在